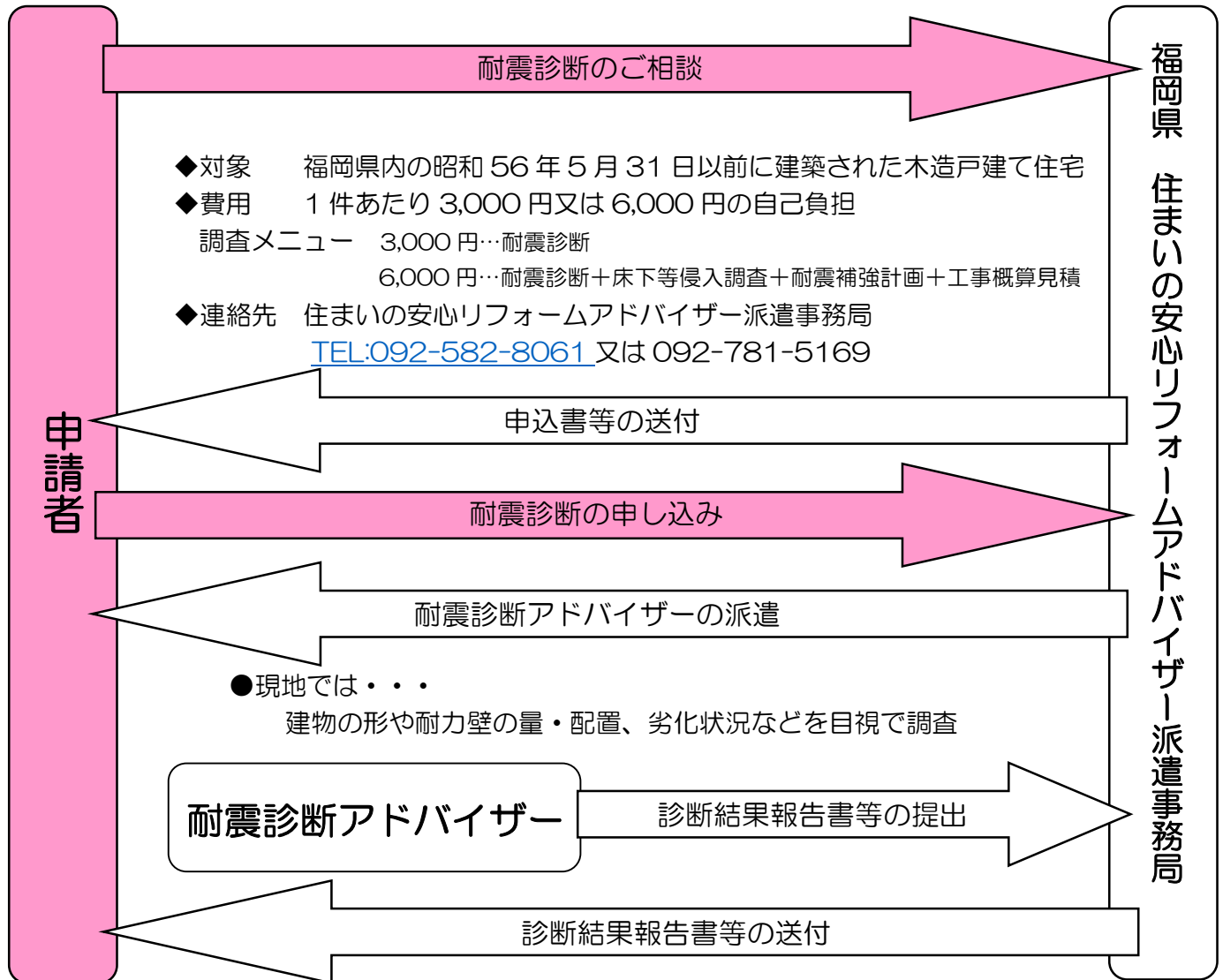


耐震診断

まずは耐震診断を！ 本市の耐震改修工事費等補助を受けるために必要です。

○福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度の活用

※福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度とは、福岡県の制度で、県主催の講習会を受講し登録された建築士の資格を持つ専門家（耐震診断士）が申請者宅を訪問し、耐震診断を行う制度。



○任意の建築士による（財）日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法による耐震診断でも可。

耐震診断の結果

※上部構造評点：各階・各方向（X,Y）について、保有する耐力を必要耐力で除した値を算出し、その最小値を上部構造評点とする。

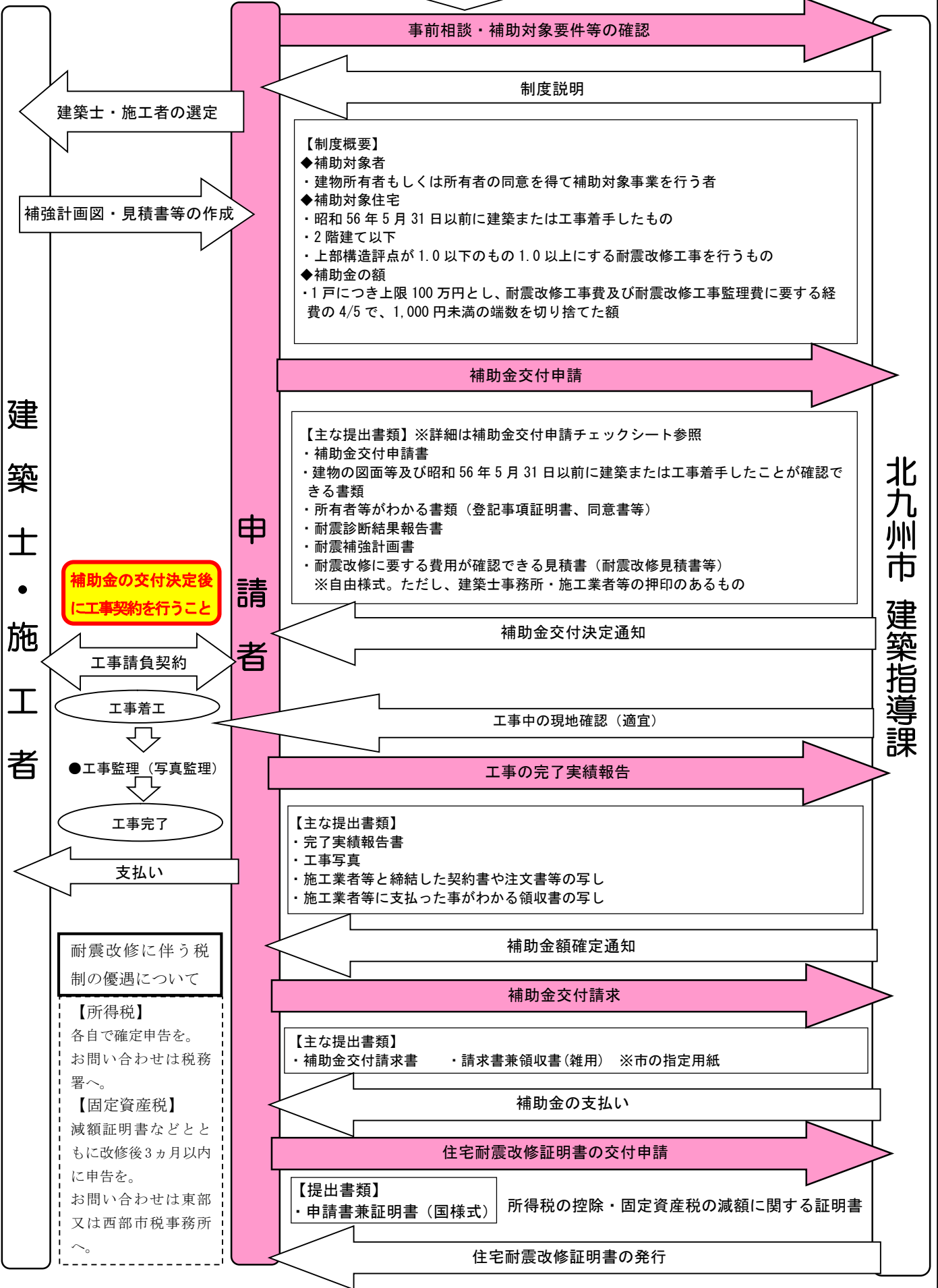
上部構造評点と判定

上部構造評点	判定	
1.5 以上	倒壊しない	◎
1.0 以上 1.5 未満	一応倒壊しない	○
0.7 以上 1.0 未満	倒壊する可能性がある	△
0.7 未満	倒壊する可能性が高い	×

・上部構造評点が1.0未満のもの
↓
耐震改修をおすすめします！

耐震改修

・耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上にする耐震改修工事を行うもの



事前相談・補助対象要件等の確認

制度説明

建築士・施工者の選定

補強計画図・見積書等の作成

【制度概要】

- ◆補助対象者
 - ・建物所有者もしくは所有者の同意を得て補助対象事業を行う者
- ◆補助対象住宅
 - ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築または工事着手したもの
 - ・2 階建て以下
 - ・上部構造評点が 1.0 以下のもの 1.0 以上にする耐震改修工事を行うもの
- ◆補助金の額
 - ・1 戸につき上限 100 万円とし、耐震改修工事費及び耐震改修工事監理費に要する経費の 4/5 で、1,000 円未満の端数を切り捨てた額

補助金交付申請

【主な提出書類】 ※詳細は補助金交付申請チェックシート参照

- ・補助金交付申請書
 - ・建物の図面等及び昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築または工事着手したことが確認できる書類
 - ・所有者等がわかる書類（登記事項証明書、同意書等）
 - ・耐震診断結果報告書
 - ・耐震補強計画書
 - ・耐震改修に要する費用が確認できる見積書（耐震改修見積書等）
- ※自由様式。ただし、建築士事務所・施工業者等の押印のあるもの

補助金の交付決定後に工事契約を行うこと

補助金交付決定通知

工事請負契約

工事着工

工事中の現地確認（適宜）

●工事監理（写真監理）

工事の完了実績報告

工事完了

【主な提出書類】

- ・完了実績報告書
- ・工事写真
- ・施工業者等と締結した契約書や注文書等の写し
- ・施工業者等に支払った事がわかる領収書の写し

支払い

補助金額確定通知

耐震改修に伴う税制の優遇について

補助金交付請求

【所得税】
各自で確定申告を。お問い合わせは税務署へ。

【主な提出書類】

- ・補助金交付請求書
- ・請求書兼領収書（雑用） ※市の指定用紙

【固定資産税】

減額証明書などとともに改修後 3 カ月以内に申告を。お問い合わせは東部又は西部市税事務所へ。

補助金の支払い

住宅耐震改修証明書の交付申請

【提出書類】

- ・申請書兼証明書（国様式）
- 所得税の控除・固定資産税の減額に関する証明書

住宅耐震改修証明書の発行

建築士・施工者

申請者

北九州市 建築指導課